

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

東金市長 殿 令和 年 月 日提出		〔 特別 徴収 者 〕 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		※市町村ごとに 異なります	
			フリガナ											宛名番号								
給与 所得 者	フリガナ											担当 当 絡 者 先	所属									
	氏名												氏名									
	生年月日	年		月		日							電話	内線 ()								
	個人番号												←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載									
	受給者番号																					
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住所																						
				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
				円		円		円		年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 支払少額 7. 不定期 8. 合併・解散 9. その他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)								

1. 特別徴収継続の場合

新しい 特別 徴収 義務 先	特別徴収義務者 指定番号	※新規事業者の場合は記入不要										個人番号又は 法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒										担当 者 連 絡 先	所属							受 給 者 番 号	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	
	フリガナ												氏名											
	氏名又は名称												電話	内線 ()										

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円		

【提出先】 〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1 東金市役所 総務部 課税課 市民税係

※コピーしてお使いください。

注意事項

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- (エ)「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、下記の要領により記載してください。
 - 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - 退職後、令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。

「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
(※令和5年1月1日から令和5年4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
 - (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」を記入してください。